

平成24年第2回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成24年6月5日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上 下 水 道 課 長	(事業部門理事兼務)

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号：平成23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3号：専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)
- 日程第 6 報告第 4号：専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)
- 日程第 7 議案第 1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2号：安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3号：安堵町文化財保護条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号：西和衛生試験センター組合同約の変更について
- 日程第11 議案第 5号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第 6号：平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について
- 日程第13 議案第 7号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)について
- 日程第14 議案第 8号：安堵町立安堵小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結について
-

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成24年第2回安堵町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

去る5月8日の臨時議会に続きまして、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

初夏の気配が漂う季節となってまいりました。今は丁度田植えの時期でもあり、大和川をはじめとする美しい川の流れと緑豊かな田園風景が随所に広がり、様々な四季の移ろいが私達の生活の中で優しく身近に感じることができます。

一方、梅雨入りが近づき、異常気象による自然災害が懸念されるとともに、原子力発電の見通しについても微妙な状況であり、夏の電力不足が深刻化する中、節電対策が大きな社会問題となっています。当町におきましても、できるだけ災害を未然に、また最小限に防げるように、危機管理について万全の体制を整えるとともに、新たな節電対策に取り組む所存でございます。

また、昭和26年3月、天理軽便鉄道の後を受け継ぐように、奈良交通の乗り合いバスが運行し、住民の方々の身近な存在でありましたが休止となりました。皆様方には大変不便をおかけいたしておりましたが、4月下旬よりコミュニティバスの運行を開始し、更に7月上旬には西名阪道スマートインターチェンジの名古屋側出入りの供用が始まります。

これらにより、安堵町の生活基盤の整備が大きく強化され、産業の振興と交流人口の増加が大いに見込まれることとなります。

加えまして、ボランティアの方々による手作りの観光プロモーションDVD「ようこそ安堵の里へ」が完成し、積極的に活用を図ることで当町がさらに活性化していくものと信じております。

今年は、正に安堵町にとって特別な年になると期待をしているところでもございます。

さて、本日提案させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についての報告が 2 件、平成 24 年度補正予算の専決処分の報告が 2 件、次に人事案件が 1 件、条例の一部改正、制定案件が各 1 件、規約の変更案件が 2 件、平成 24 年度補正予算案件が 2 件、工事請負締結議案 1 件の合計 12 件でございます。

それでは、順を追って説明いたします。

まず報告第 1 号：平成 23 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましては、3 月定例議会におきまして、平成 23 年度から平成 24 年度への繰越明許費として議決いただいたものについて、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告するものでございます。

グループホーム建設のための介護基盤緊急整備事業、大和川右岸線整備の為の社会資本整備総合交付金事業、下水道事業特別会計繰出金、小学校校舎の大規模改修事業工事請負費、同工事の施工管理経費の 5 事業で、合計 1 億 4,050 万 9 千円の繰越明許費でございます。

次に、報告第 2 号：平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましても、3 月定例議会におきまして、繰越明許費として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告するものでございます。小泉苑の公共下水道整備事業 4,500 万円の繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、事業の早期完成を目指し努力いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）でございます。

今回の補正につきましては、平成 23 年度において、黒字決算となりました平成 22 年度に 6,876 万 2 千円を繰越充用したため、その差額 4,132 万 1 千円を補正するものでございます。

平成 23 年度の決算を行う関係上、平成 24 年度の歳入をもって前年度繰上充用金としての増額補正を、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、5 月 30 日に専決処分いたしましたので、報告をするものでございます。

次に、報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について）でございます。

これにつきましても、平成 23 年度決算において歳入に不足が生じたため、平成 23 年度の決算を行う関係上、平成 24 年度の歳入をもって前年度繰上充用金として 2,141 万 7 千円の増額補正を、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、5 月 30 日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に、議案第 1 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員 吉田栄治郎氏が、今年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任として新たに 富井忠雄氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号：安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部改正が平成 24 年 7 月 9 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 3 号：安堵町文化財保護条例の制定についてであります。

本制定につきましては、安堵町内に数々の文化財がありますが、それらのうち、町にとって重要なものについて、保存及び活用のため必要な事項を定めるもので、併せて所要の経費について追加するものでございます。

次に、議案第 4 号：西和衛生試験センター組合規約の変更についてでございます。

外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部改正が平成 24 年 7 月 9 日に施行することに伴い、同規約において所要の変更を行うことについて、関係市町村の協議を要するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 5 号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

これにつきましても、関係法の一部改正等が平成 24 年 7 月 9 日に施行されることに伴い、同規約において所要の変更を行うことについて、関係市町村の協議を要するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 6 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）についてでございます。

今回の補正は 90 万 7 千円の増額補正でございます。

補正内容であります。税徴収専門臨時職員の賃金支出を行うにあたり、予算科目の変更、人事異動に伴う職員手当の増額、経済センサス活動調査に係る事務経費の内示額変更による増額、消防団員退団による報償費の増額でございます。

議案第 7 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）についてでございます。

今回の補正は、あくなみ苑において、西名阪道スマートインターチェンジの工事に合わせ、先行的に下水整備工事を行うため 2,300 万円増額する補正でございます。

最後に、議案第 7 号：安堵町立安堵小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結についてでございます。

安堵小学校の大規模改修工事の請負金額が、議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定める基準額 5,000 万円以上となることから、契約締結議案を提出するものでございます。

以上、大筋につきまして説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い

いたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付している議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
5番 島田正芳 議員と、6番 松田和代 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日から14日までの10日間としておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日より14日までの10日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「平成23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

総合政策課の堀川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、平成23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

先の3月議会におきまして、平成23年度から平成24年度への繰越明許費を御承認いただきました。これらの明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

なお、事業内容につきましては、3月議会で御説明させていただきましたので割愛し、財源内訳のみを説明させていただきます。

それでは、議案書の2枚目、平成23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、事業名：介護基盤緊急整備事業
金額 4,181万2千円、翌年度繰越額 4,181万2千円。

これらの財源でございますが、全額、県支出金をもって充てさせていただきます。

続きまして、款7. 土木費、項2. 道路橋梁費、事業名：社会資本整備総合交付金事業
金額 1,050万円、翌年度繰越額 1,050万円。

財源といたしまして、国庫支出金 621万3千円、町債 370万円、残り 58万7千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

同款、項3. 都市計画費、事業名：下水道事業特別会計繰出金
金額 700万円、翌年度繰越額 700万円。

財源といたしましては、全て一般財源をもって充てさせていただきます。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、事業名：小学校大規模改修事業
金額 8,019万9千円、翌年度繰越額 8,019万9千円。

財源内訳でございますが、国庫支出金 2,300万円、町債 4,180万円、残り 1,539万9千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。

同款、項2. 小学校費、事業名：小学校大規模改修事業
金額 99万8千円、翌年度繰越額 99万8千円。

全て一般財源をもって充てさせていただきます。

合計といたしまして、金額 1億4,050万9千円、翌年度繰越額 1億4,050万9千円。

財源内訳でございますが、国庫支出金 2,921万3千円、県支出金 4,181万2千円、町債 4,550万円、残り 2,398万4千円を、一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：平成23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成

23年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

平成23年度安堵町繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 只今議題となっております報告第1号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号：「平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事【事業部門】（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門理事。

（北門理事 登壇）

理事【事業部門】（北門康幸） 北門でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

先の3月議会におきまして議決をいただきました平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、今回の議会におきまして報告を行うものでございます。

内容といたしまして、小泉苑団地地区の公共下水道事業の繰越明許費に係る歳出予算の

経費の内訳等についてでございます。

工事につきましても、年度内早期完了を目指して鋭意努力していくところでございます。
それでは、報告第2号を朗読させていただきます。

報告第2号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成
23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。
平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

次のページ御覧ください。

平成23年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費、事業名：公共下水道事業
金額 4,500万円、翌年度繰越額 4,500万円。左の財源内訳としまして、国庫支出金 1,600
万円、町債 2,200万円、一般財源 700万円。合計といたしましても同額でございます。

平成24年6月5日報告

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 只今議題となっております報告第2号については、地方自治法施行令第14
6条第2項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24
年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） おはようございます。

それでは、平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）につきまして御説明申し上げます。

平成23年度の国民健康保険特別会計の出納を閉鎖し決算を行ったところ、平成23年度の単年度収支におきまして、お陰様をもちまして、2,744万891円の黒字決算となりました。しかしながら、平成23年度におきまして前年度繰上充用金として6,876万1,173円、いわゆる累積赤字分でございますが、これを補正させていただいておりますので、平成24年度におきましては、累積赤字分から平成23年度の黒字分を差し引いた額4,132万282円、千円止めで4,132万1千円を平成24年度の繰上充用金として補正させていただくものでございます。なお、出納閉鎖後の案件でありますので、これを専決処分とさせていただきます。御了承願います。

それでは、補正予算書7ページを御覧ください。

歳出といたしまして、款11. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金、節23. 償還金利子及び割引料として、4,132万1千円でございます。

次に6ページを御覧ください。

歳入といたしまして、款8. 諸収入、項1. 雑入、目2. 歳入欠かん補てん収入、節1. 歳入欠かん補てん収入として、4,132万1千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

次のページお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月30日専決

安堵町長 西本 安博

次1ページ飛ばしまして、予算書の1ページを御覧ください。

平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

平成24年度安堵町国民健康保険特別会計（補正第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,132万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,532万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月30日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入といたしまして

款8. 諸収入

補正前の額 3,715万5千円、補正額 4,132万1千円、合計 7,847万3千円。

項1. 雑入

補正前の額 3,599万5千円、補正額 4,132万1千円、計 7,731万6千円。

歳入合計といたしまして

補正前の額 8億7,400万円、補正額 4,132万1千円、計 9億1,532万1千円でございます。

続きまして、3ページの歳出を御覧ください。

款11. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0でございます。それに、4,132万1千円を補正させていただき、合計 4,132万1千円とさせていただきます。

歳出合計といたしまして。

補正前の額 8億7,400万円、補正額 4,132万1千円、計 9億1,532万1千円でございます。

以下の説明につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。
よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） それでは、報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）説明させていただきます。

本補正につきましては、平成23年度におきまして、資金等の回収には鋭意努力いたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきます。詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出

款3. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金で、平成23年度を補充するための費用2,147万7千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして。

歳入

款2. 諸収入、項2. 雑入、目1. 歳入欠かん補てん収入を充てさせていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月30日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,141万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,458万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月30日専決

2 ページ目をお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正を朗読いたします。

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入

補正前の額 0 円、補正額 2,141 万 7 千円、計 2,141 万 7 千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 317 万 2 千円、補正額 2,141 万 7 千円、計 2,458 万 9 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 2,141 万 7 千円、計 2,141 万 7 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 317 万 2 千円、補正額 2,141 万 7 千円、計 2,458 万 9 千円。

なお、次のページ以降、事項別明細書につきましては、先ほど御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第4号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第1号：「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

総務課の近藤でございます。

それでは、議案第1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明いたします。

現在、安堵町に人権擁護委員は3名おられますが、そのうち、吉田栄治郎委員が、今年9月30日をもって任期満了を迎えられます。その後任といたしまして、笠目在住の冨井忠雄氏を新たに人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

お手元、議案書の2ページ目の経歴を御覧ください。

住所は、笠目706番地でございます。

氏名は、冨井忠雄氏、昭和22年10月16日生、年齢は64歳でございます。

職歴ですが、平成12年5月、大三織物株式会社を退職され、平成12年9月、有限会社パンセに入社され代表に。平成20年9月に同社を退職されております。

その他の職といたしまして、平成23年12月から安堵町選挙管理委員会委員として、また委員長として現在に至っておられます。

冨井氏は、人権擁護委員法に規定されております町議会の議員の選挙権を有する住民であり、人格、識見高く、広く社会の実情に通じると共に、人権擁護について理解と意欲を持っておられますので、適任者として、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字笠目706番地

氏 名 富井 忠雄

昭和22年10月16日生（64歳）

以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦について「適任」であることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、人権擁護委員の推薦については適任であることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 2 号：「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この改正は、外国人登録法の廃止と、それを受けて住民基本台帳法が改正されることに伴うものであります。

大きな内容といたしましては、一つ目は、印鑑の登録資格が「外国人登録原票に記載されている者」を日本人と同じ住民票となることから、「住民基本台帳に記録されている者」と改正されます。

二つ目は、印鑑登録が通称名、氏名、通称の一部を組み合わせたもので可能となっております。

その他は、「あつた」を「あった」、「まつ消」を「抹消」といった文言整理でございます。

それでは、議案書中ほどより後ろの、新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第 2 条第 1 項第 2 号で、「外国人登録法に基づき、安堵町の外国人登録原票に登録されている者」を削っております。

同じページの第 3 条第 2 項第 1 号において、登録することができる印鑑を、「記録されている氏名、氏、名若しくは通称の一部を組み合わせているもの」と改正いたしております。後は文言整理でございます。

次に 2 ページを御覧ください。

第 3 条に第 3 項を加えて、先ほどと同じく登録できる印鑑を規定いたしました。

その他は文言整理でございます。

次に 3 ページを御覧ください。

第 5 条第 4 項第 3 号におきまして、氏名の後に（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）を加えております。

4 ページにつきましては、大部分が文言整理でございます。

5 ページを御覧ください。

5 ページにおきましては、第 14 条第 1 項におきまして、印影の写しに関する規定を加

えさせていただきます、同項第5号において、印鑑登録証明に記載すべきものとして、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が、住民票の備考欄に記録されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記を加え、同条第2項において、印鑑登録証明書を作成するにあたっては、特にその印影の写しが鮮明になるような方法によるものとするを加え、第3項に印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものと加えております。

6ページにおきましては、文言整理でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号：安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和63年安堵町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀口善友） 改正内容につきましては・・・

議長（森田 瞳） 課長、条例の内容は結構でございます。

住民課長（堀口善友） はい。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第3号:「安堵町文化財保護条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

教育長(楮山素伸) はい、議長。

議長(森田 瞳) 楮山教育長。

(楮山教育長 登壇)

教育長(楮山素伸) 教育長の楮山でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第3号、安堵町文化財保護条例の制定について御説明を申し上げます。

その制定理由及び内容の概要について、条文に沿って御説明を申し上げます。

お手元に議案書が、条例が届いていると思いますが、まず制定理由であります、ページの1ページを御覧ください。

1章には、目的とその定義を述べさせていただいております。

安堵町内には、歴史が示しますとおり多くの有形無形の文化財が存在をし、我が町の文化遺産となるものであります。それらのうち、町にとって重要なものについて次代に継承するため保存をし、そして、また活用するための必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、ページの2ページ、3ページを御覧ください。

第2章の第4条から第6条には、教育委員会は、安堵町内にある文化財のうち、町にとって重要なものを文化財保護審議会を経て、町指定文化財に指定することができる条文となっております。

続いて4ページ、第2章の7条から8条にかけてですが、町指定文化財の所有者の管理義務や修理、その他の場合の届出をしていただく届出義務を規定するものでございます。

続いて、同じく第2章の9条から12条、ページで言いましたら6ページとなります。

その、町指定文化財に関しその現状を修理をし、またその保存の現状変更をしようとする

るときは、教育委員会の許可を得なければならないことを規定しております。

続いて、同じく 5 ページであります、第 2 章の 10 条であります。

町は、町指定文化財の所有者に対して、町指定文化財の管理又は修理に関し、多額の経費を要するなど特別の事情があるときは、補助金を交付することができるという規定を設けております。

続いて 5 ページの第 11 条であります、教育委員会は、町指定文化財の管理が適当、適切でないなどの場合は、管理又は修理に関し必要な措置を勧告することができることを規定しております。これは、雨漏りなどが起こった場合、文化財が雨に打たれた状態になっているという状況を把握した場合、助成をするように勧告をするという 1 つの例であります、環境の変化のあるときに勧告をすることができるという規定になっております。

続いて、ページ、6 ページの第 2 章 13 条であります。

町又は教育委員会は、町指定文化財の所有者に対し、公開や出品をすることを求めることができるものであります。公開をしていただいたり、また町なりの催しに出品を求めるところを所持者に対してお願いをするということになります。

続いて、同じく 6 ページの第 2 章 14 条であります。

教育委員会は、必要であると認めるときは、町指定文化財の所有者に対し、現状等について報告を求めることができるという規定になっております。

続いて 7 ページになります。

第 3 章第 15 条に移りますが、教育委員会は、安堵町内にある伝統的な技術や技能で、町として保存する必要があるものを、安堵町文化財保護審議会の審議を経て、安堵町選定保存技術として選定することができる規定となっております。

最後になりますが、7 ページから 9 ページにかけて第 4 章第 16 条から 20 条として。

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要項目について調査審議をし、並びにこれらの事項に関し教育委員会に建議をするため、教育委員会に文化財保護審議会を設置する規定であります。

それでは議案の朗読をさせていただきます。

議案第 3 号：安堵町文化財保護条例の制定について

安堵町文化財保護条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 6 月 5 日提出

安堵町長 西本 安博

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 只今議題となっております、安堵町文化財保護条例の制定については、内容が多岐に及ぶため、文教厚生常任委員会に付託したいと考えます。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第4号：「西和衛生試験センター組合規約の変更について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） それでは、西和衛生試験センター組合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

この規約の改正も、外国人登録法の廃止とそれに伴う住民基本台帳法の改正によるものでございます。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

経費の負担区分におきまして、人口割のところ、現行は「住民基本台帳及び外国人登録台帳に登録」とされているものを、「住民基本台帳に記録された人口」というふうに改正するものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第4号：西和衛生試験センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、西和衛生試験センター組合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本安博

なお、この改正の施行期日は、組合町の協議が整った日とさせていただきます。
よろしく御審議のほど、お願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第5号：「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ
いて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） それでは、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

これも先ほどの西和衛生試験センターと同じく、外国人登録法の廃止とそれに伴う住民基本台帳法の改正によるものでございます。

それでは最後の新旧対照表 1 ページを御覧ください。

備考欄第 1 号、ここで、「及び外国人登録原票」を削らせていただいております。

続きまして次のページ、第 2 項におきましても、「及び外国人登録原票」を削らせていただいております。

それでは、議案第 5 号を朗読させていただきます。

議案第 5 号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成 24 年 6 月 5 日提出

安堵町長 西本 安博

なお、この施行日につきましても、関係市町村の協議が整った日とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今、10時51分です。

11時05分まで暫時休憩いたします。

暫時休憩

午前10時51分

午前11時05分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

日程第12 議案第6号：「平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長、登壇）

総合政策課長（堀川雅央） お願いします。

それでは、議案第6号、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ90万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,090万7千円といたします。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費におきまして、マイナスの138万5千円。次の項2. 徴税费、目1. 税務総務費におきまして、138万5千円の増額。これは、

税の未納対策といたしまして、町税の専門指導をしていただくため、総務管理費で予算を確保していましたが税務費に変更し、また、本人の都合により任用形態を変更し、賃金とするものがございます。

次に同款、項 3. 戸籍・住民基本台帳費、目 1. 戸籍・住民基本台帳費で、4月の人事異動に伴う職員手当、子ども手当でございますが、24万円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、前ページ 6 ページでございますが、中段の、款 17. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金を充てさせていただきます。

次に、7 ページに戻っていただきまして。

同款、項 5. 統計調査費、目 2. 指定統計費で、経済センサス活動調査に伴い、県からの事務経費の内示変更により 5万8千円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、前ページにまた戻っていただきまして、上段、款 14. 県支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金を充てさせていただきます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

款 8. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う報償費 60万9千円を増額補正するものがございます。

この財源といたしましては、また 6 ページに戻っていただきまして、下段でございます。

款 18. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 雑入の、消防団員等公務災害補償等共済基金よりの繰入金金を充てさせていただきます。

合計で、歳入歳出それぞれ 90万7千円の増額補正となっております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 24 年安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 6 月 5 日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）

平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 90 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 4,090 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 6 月 5 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

2 ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部

款 14. 県支出金、項 3. 委託金

補正前の額 1,079 万 5 千円、補正額 5 万 8 千円、計 1,085 万 3 千円。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 5,142 万 6 千円、補正額 24 万円、計 5,166 万 6 千円。

款 18. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,135 万 7 千円、補正額 60 万 9 千円、計 1,196 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 28 億 4 千万円、補正額 90 万 7 千円、計 28 億 4,090 万 7 千円。

3 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 3 億 5,731 万 5 千円、補正額 マイナス 138 万 5 千円、計 3 億 5,593 万円。

同款、項 2. 徴税費

補正前の額 6,224 万 9 千円、補正額 138 万 5 千円、計 6,363 万 4 千円。

同款、項 3. 戸籍・住民基本台帳費

補正前の額 4,258 万 2 千円、補正額 24 万円、計 4,282 万 2 千円。

同款、項 5. 統計調査費

補正前の額 32 万 7 千円、補正額 5 万 8 千円、計 38 万 5 千円。

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,257 万 6 千円、補正額 60 万 9 千円、計 1 億 1,318 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 28 億 4 千万円、補正額 90 万 7 千円、計 28 億 4,090 万 7 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどのと重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。
よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 13 議案第 7 号：「平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事【事業部門】（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門理事。

（北門理事、登壇）

理事【事業部門】（北門康幸） それでは、議案第 7 号、平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について御説明させていただきます。

議案書の 8 ページ御覧ください。

今回の補正につきましては、スマートインターチェンジの工事が完了するまでに、あくなみ苑の公共下水道整備を行うための増額補正でございます。なお、平成 24 年当初予算編成の段階では工事の詳細が不明確であり、また、工事完了後に整備を行う場合には、多額の費用が掛かり、車両通行にも多大な影響を及ぼすことが予想されるため、急きよ 2,300 万円を補正するものでございます。これにより、歳入歳出予算総額は 3 億 2,090 万

円となります。

それでは、議案第7号を朗読させていただきます。

議案第7号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

1 ページを御覧ください。

議案第7号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成24年6月5日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして2ページをお開けください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款6. 町債、項1. 町債

補正前の額 9,460万円、補正額 2,300万円、計 1億1,760万円。

歳入合計

補正前の額 2億9,790万円、補正額 2,300万円、計 3億2,090万円。

続きまして3ページを御覧ください。

歳出

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費

補正前の額 1億3,268万4千円、補正額 2,300万円、計 1億5,568万4千円。

歳出合計

補正前の額 2億9,790万円、補正額 2,300万円、計 3億2,090万円。

続きまして4ページをお開きください

第二表 地方債補正

起債の目的：特定環境保全公共下水道事業

補正前限度額 550 万円、補正後限度額 2,850 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後共に変更はございません。

5 ページ以降の事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第8号：「安堵町町立安堵小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長、登壇）

教育長（楮山素伸） 議案第8号、安堵町立安堵小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

安堵小学校の南側校舎また東側の校舎は、建築から20年以上が経過しており、屋上の防水機能の低下や外壁の剥離等老朽化の問題が発生しております。

また、校舎内では教室等の床（塩化ビニールシートやカーペット）、また、階段の滑り止め金具等が破損しており、児童の安全や教育環境の改善を図るため大規模改修工事の入札を実施いたしました。

それでは、この工事の請負契約の締結についての議案を朗読させていただきます。

議案第8号：安堵町立安堵小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結について

安堵町立安堵小学校大規模改修工事に係る工事請負契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月5日提出

安堵町長 西本 安博

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 安堵町立安堵小学校大規模改修工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | 50,820,000 円
（うち消費税 2,420,000 円） |
| 4. 契約の相手方 | 奈良県桜井市初瀬1592番地の1
株式会社 藤井組
代表取締役 藤井康士 |

以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第8号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 賛成多数です。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（森田 瞳） 文教厚生常任委員会は、8日、金曜日。
議会運営委員会は、11日、月曜日。
いずれも午前10時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、7日、木曜日の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は14日 木曜日の午前10時からですので、よろしくお願います。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会

午前11時23分
